



TOKIO MARINE
NICHIDO

2025年4月1日
以降始期用

内航船舶用

船舶保険の航路定限

- 日本全沿岸
- 瀬戸内海
- 東京湾
- 平水区域 (船舶安全法施行規則第1条規定)
- その他の航路定限

ま え が き

被保険船舶が船舶保険契約上航行出来る水域を「航路定限」と呼んでいます。

東京海上日動（以下「弊社」といいます。）の船舶保険で内航船舶に使用する航路定限を図示いたしましたので、ご利用願います。

なお、船舶保険普通保険約款では、第22条において、船舶が保険証券記載の航路定限の外に出ようとするときは、事前に保険会社にその旨をご通知いただき、承諾を請求するよう規定しています。

通知を受領した場合の保険会社の対応は同条において次のように定められています。

- ① 保険会社が書面によりその事実について承諾する場合は、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- ② 保険会社がその事実について承諾しない場合は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その事実がなくなった後において、当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- ③ 保険契約者または被保険者が保険会社への通知を怠った場合には、保険会社は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

したがって、お客様におかれましては、航路定限の外に出ようとされる際、必ず事前に弊社にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。

保険の内容につきましてはパンフレットをご覧ください。詳細は「保険約款」によりますが、ご不明な点がございましたら弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「保険約款」をご覧ください。

目 次

まえがき

1. 日本全沿岸	1
2. 瀬戸内海	2
3. 東京湾	3
4. 平水区域一覧表	4
5. 平水第1号（東京湾）	5
6. 平水第2号（駿河湾）	6
7. 平水第3号（伊勢湾）・4号（的矢湾）・5号（英虞湾）	7
8. 平水第6号（勝浦湾）	8
9. 平水第7号（大阪湾付近）	9
10. 平水第8号（瀬戸内海中央部）	10
11. 平水第10号（瀬戸内海西部・関門海峡）	11
12. 平水第11号・12号（豊後水道・別府湾）	12
13. 平水第13号、鹿児島湾	13
14. 平水第14号（奄美大島）	14
15. 平水第15号・16号・17号（沖縄本島）・18号（慶良間諸島）・19号（宮古島付近）	15
16. 平水第20号・21号（石垣島・西表島）	16
17. 平水第22号（島原湾付近）	17
18. 平水第23号・24号（九州西岸）・24号の2（五島列島）	18
19. 平水第25号（対馬）	19
20. 平水第26号・27号（九州北西岸）	20
21. 平水第28号（福岡湾）	21
22. 平水第29号（油谷湾）・30号（仙崎湾・深川湾）	22
23. 平水第31号（隠岐）・32号（美保湾）	23
24. 平水第33号・34号・35号（若狭湾付近）	24
25. 平水第36号（七尾湾）	25
26. 平水第37号（陸奥湾）・38号（函館湾）	26
27. 平水第39号（寿都湾）・40号（石狩湾）	27
28. 平水第40号の2（根室）・41号（厚岸湾）	28
29. 平水第42号（宮古湾）・43号（山田湾）・44号（大槌湾）・45号（釜石湾）	29
30. 平水第46号（大船渡湾）・47号（気仙沼湾）	30
31. 平水第48号（雄勝湾・女川湾）・48号の2（石巻）	31
32. 平水第49号（松島湾）	32
33. その他の航路定限	33

日本全沿岸

- (1) 北緯46度以南、同24度以北および東経146度45分以西、同124度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を除きます。
- (2) (1)の水域内の港津と次の島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（八重山列島相互間の航行を含みます。）

- ① 八重山列島
- ② 沖ノ鳥島
- ③ 南鳥島
- ④ 択捉島
- ⑤ 色丹島

(3) 沖ノ鳥島を起点に水路25浬の範囲内

(4) 南鳥島を起点に水路25浬の範囲内

※証券に「ただし、摘要欄に記載の航行を除きます。」との記載がある場合は、摘要欄に航路定限の対象外となる航行の記載がありますのでご確認ください。

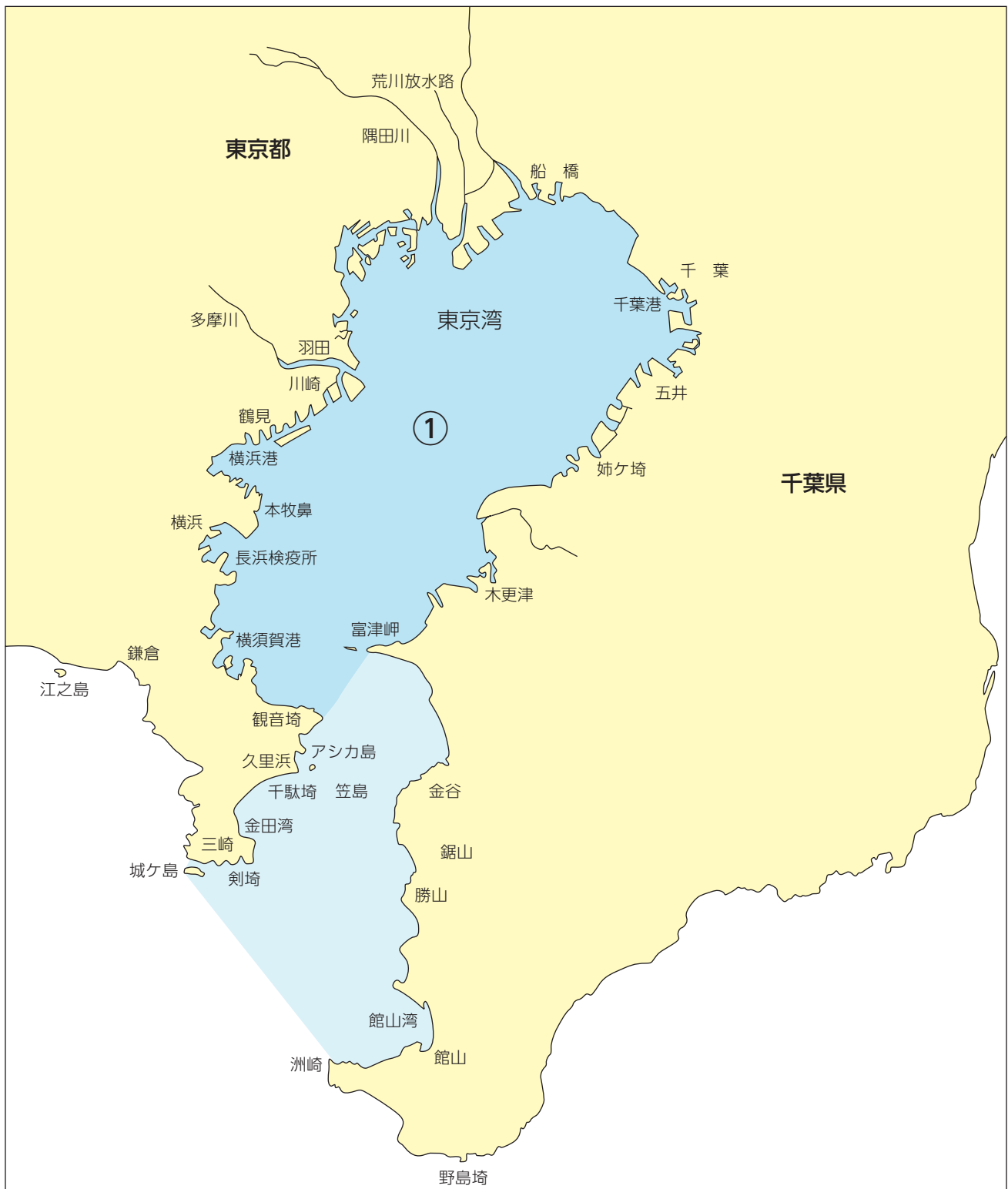
航路定限の外に出ようとされる際は、必ず事前に弊社にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。



This map illustrates the Seto Inland Sea region, highlighting 12 specific areas of interest. The regions are numbered 1 through 12, corresponding to the locations mentioned in the text. The map shows the four main islands of Japan: Honshu (top), Shikoku (middle), Kyushu (bottom left), and Hokkaido (bottom right). The Seto Inland Sea is depicted in light blue, while the surrounding land areas are in light yellow. Various prefectures and cities are labeled, including Yamaguchi, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, and Fukuoka. The map is oriented with North at the top.

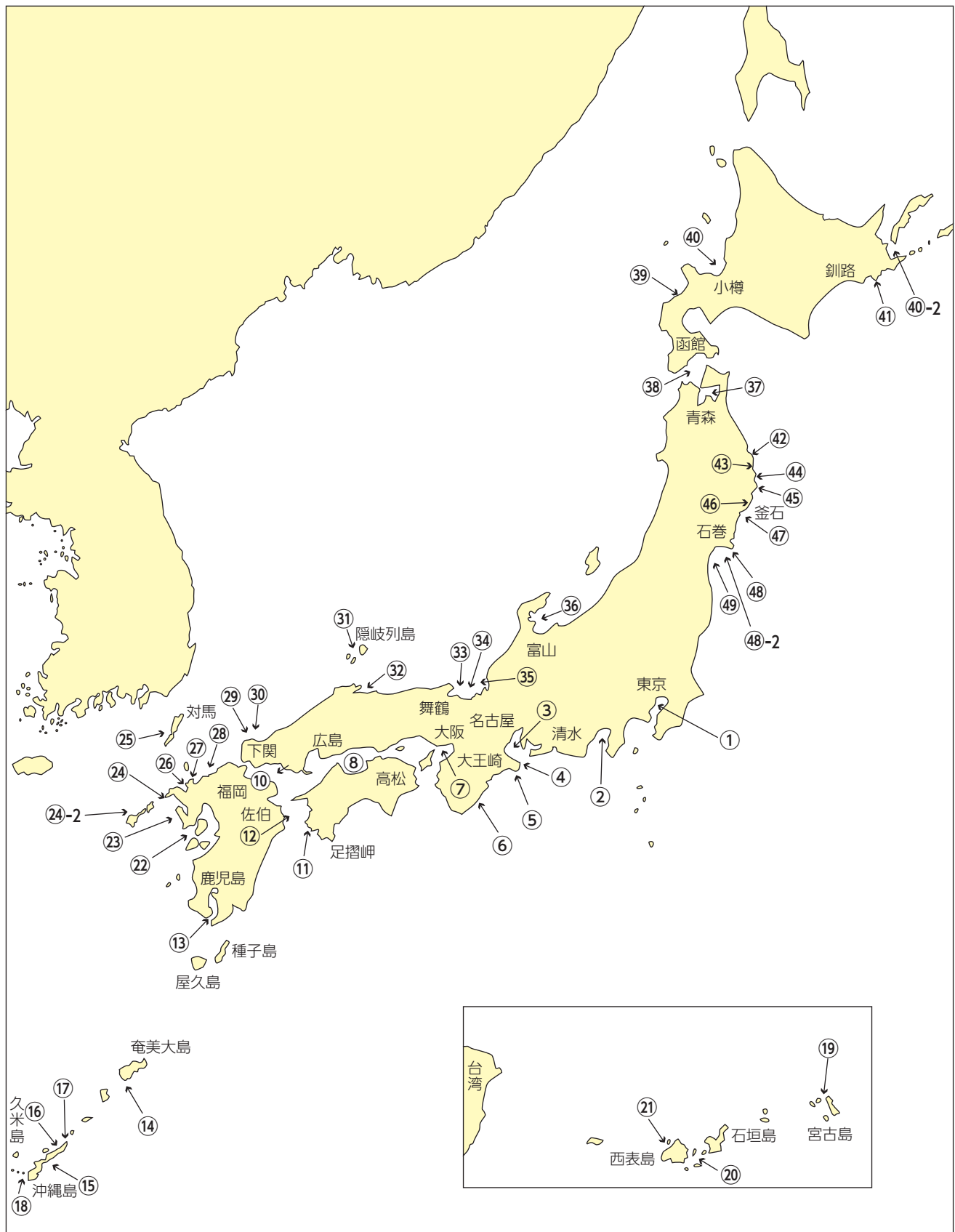
This map illustrates the Seto Inland Sea region, highlighting 12 specific areas of interest. The regions are numbered 1 through 12, corresponding to the locations mentioned in the text. The map shows the four main islands of Japan: Honshu (top), Shikoku (middle), Kyushu (bottom left), and Hokkaido (bottom right). The Seto Inland Sea is depicted in light blue, while the surrounding land areas are in light yellow. Various prefectures and cities are labeled, including Yamaguchi, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, and Fukuoka. The map is oriented with North at the top.

東京湾

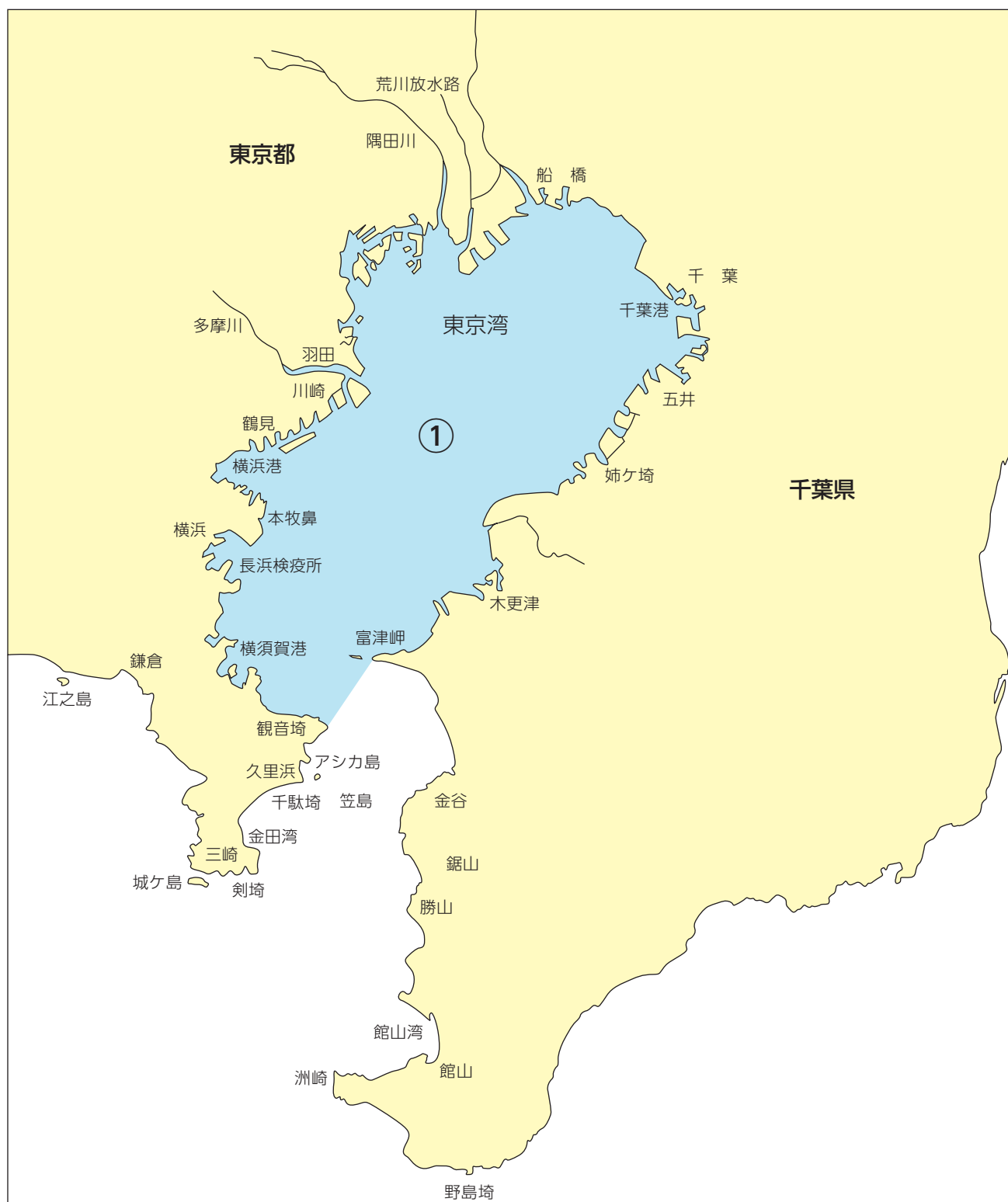


東京湾：神奈川県三崎と千葉県洲崎を結ぶ線以北の水域（城ヶ島を含みます。）

平水区域一覽表



平水第 1 号



平水第1号：千葉県富津岬から神奈川県観音埼灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第2号



平水第2号：静岡県御浜崎から同県清水灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第3号・4号・5号



平水第3号：

愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第4号：

三重県菅崎から同県安乗崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第5号：

三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第6号



平水第6号：

和歌山県駒埼から同県灯明埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

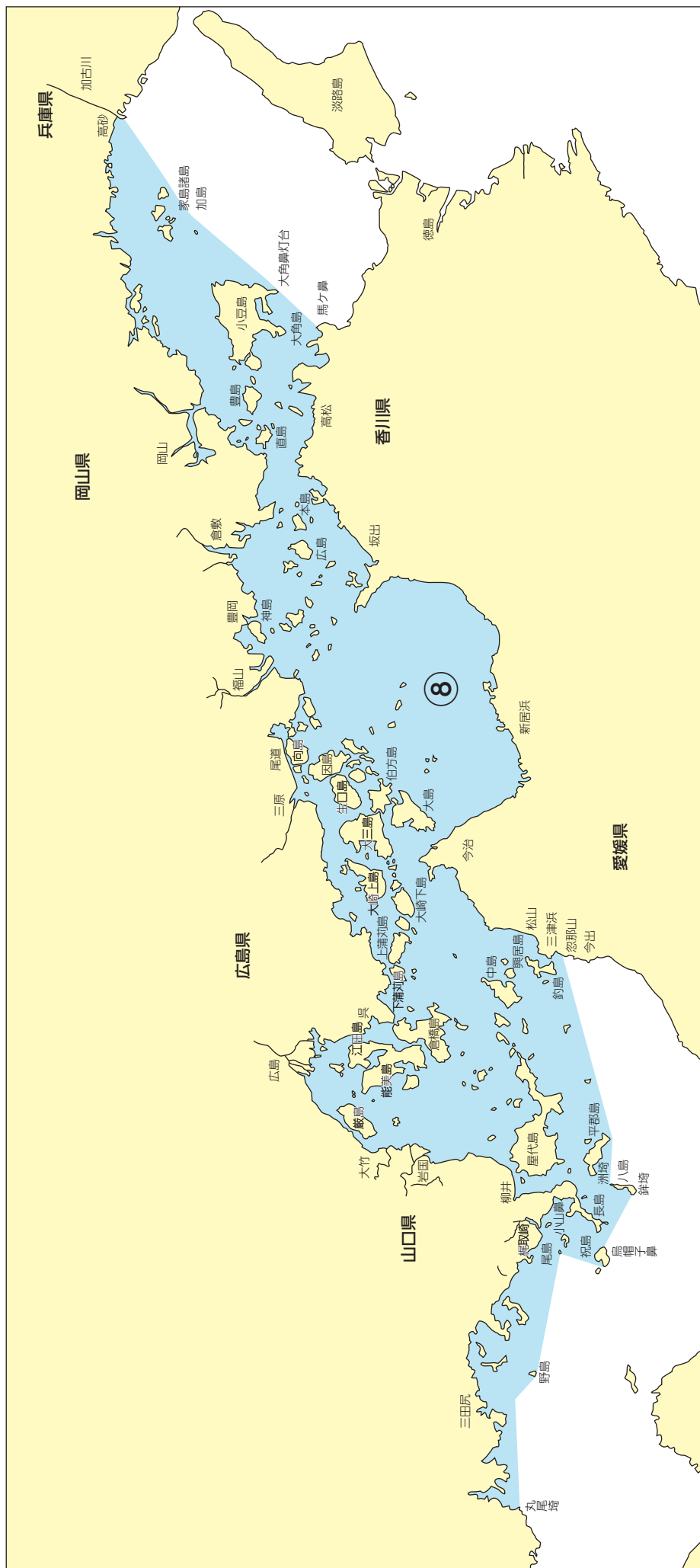
平水第7号



平水第7号：

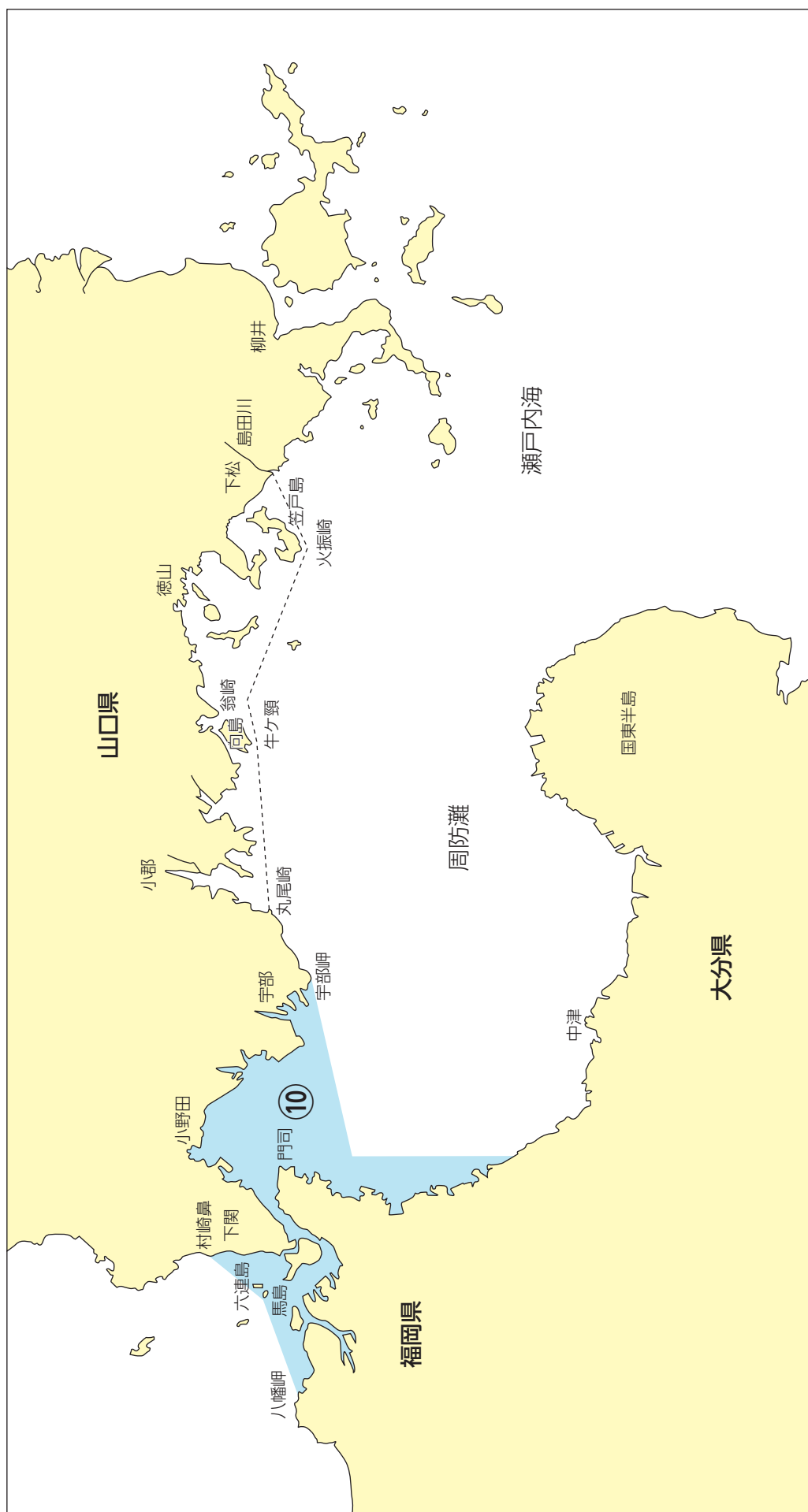
和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から236度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から330度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第8号



平水第8号：兵庫県加古川口左岸突端から同県広島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から137度5,200メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第10号

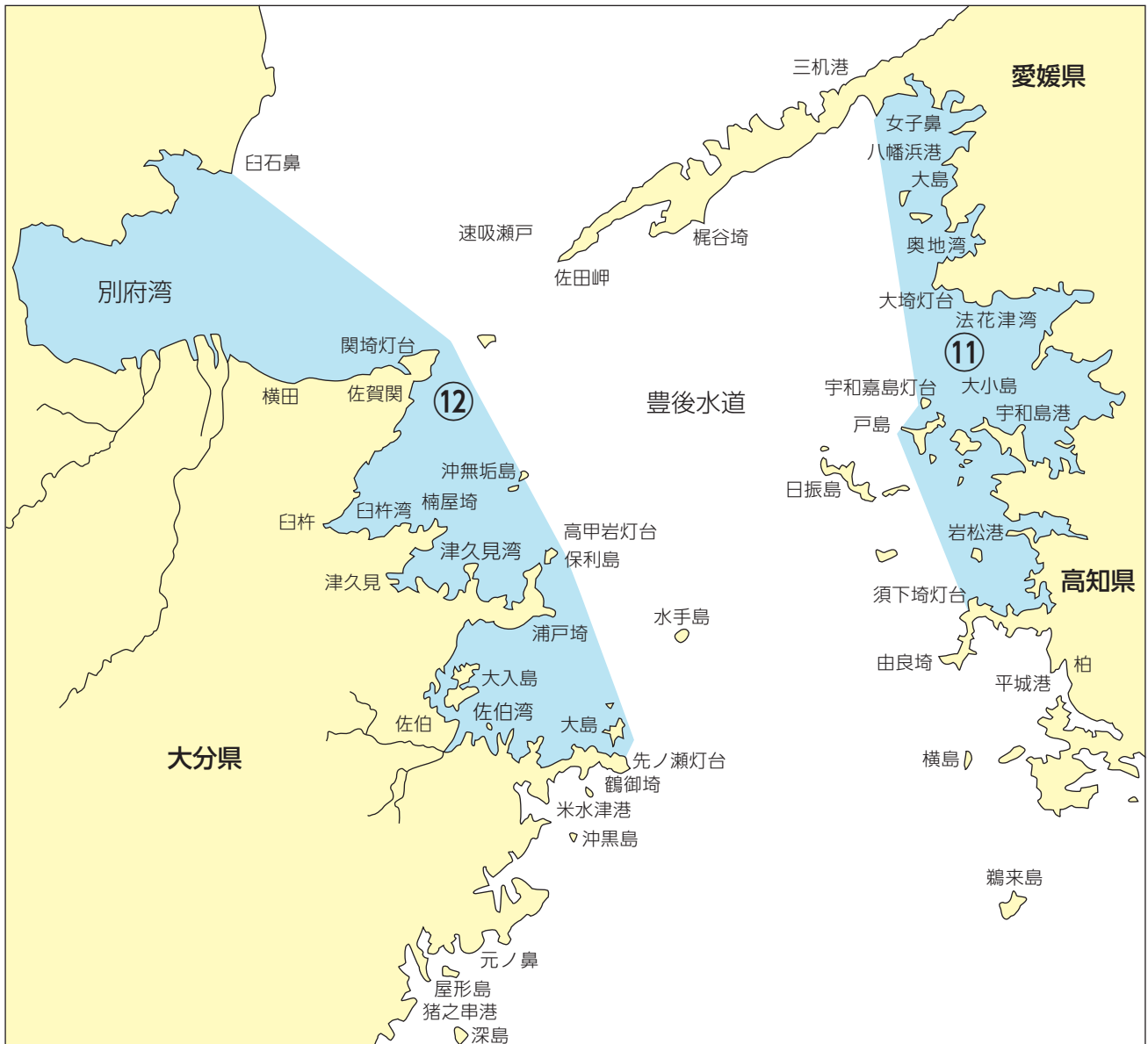


平水第10号：山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から90度600メートルの地点から258度20,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線、福岡県八幡岬から359度30分2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

上図点線部分水域（平水第9号）は1985年3月30日以降削除されました。

（山口県島田川口左岸から同県笠戸島火振崎から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県向島翁崎から120度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同島牛ヶ頸から120度20メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水第11号・12号



平水第11号：愛媛県女子鼻から同県大崎灯台から290度4,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第12号：大分県白石鼻から同県関崎灯台から90度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第13号



平水第13号：

鹿児島県小根占埼から同県金比羅ノ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

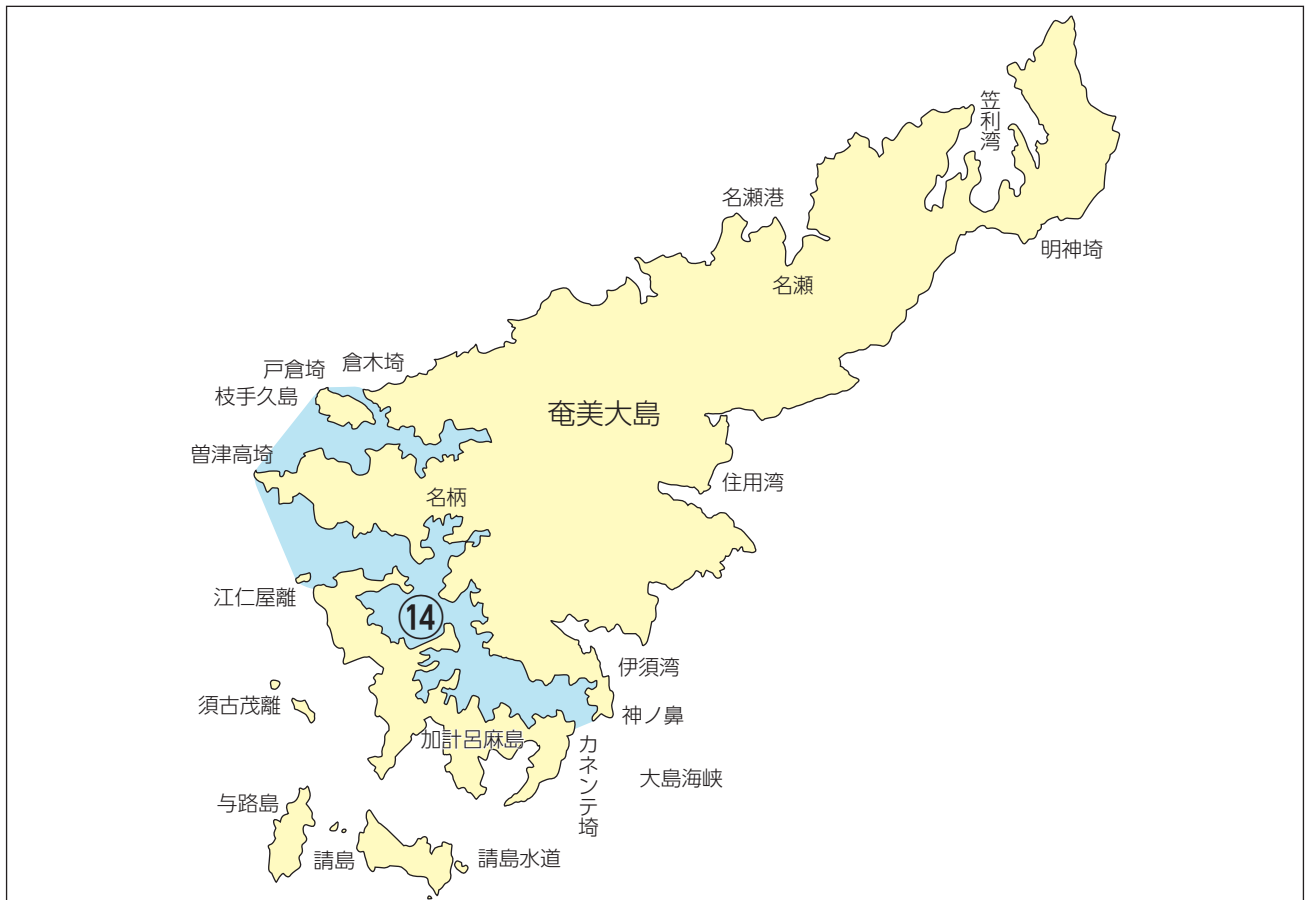
(参考)

鹿児島湾：

鹿児島県長崎鼻と同県立目崎を結ぶ線以北の水域

(注) 船舶安全法上の平水区域ではありません。詳しくは弊社社員にご照会下さい。

平水第14号



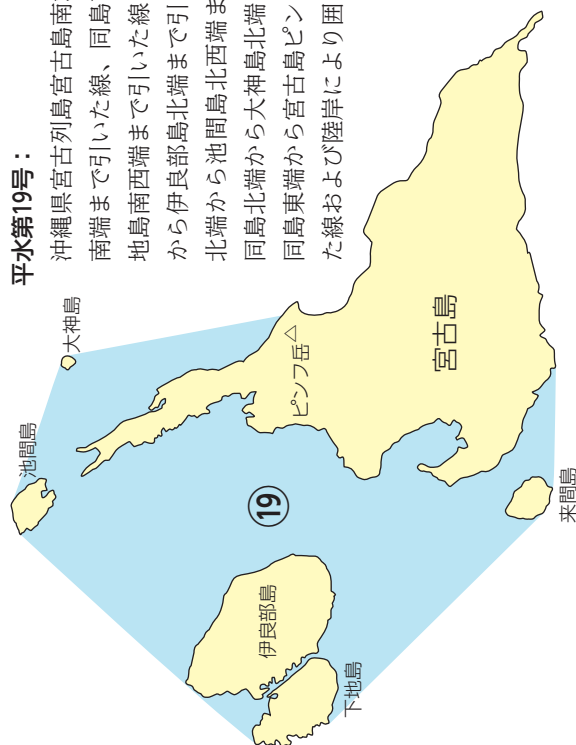
平水第14号：

鹿児島県奄美郡奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第15号・16号・17号・18号・19号

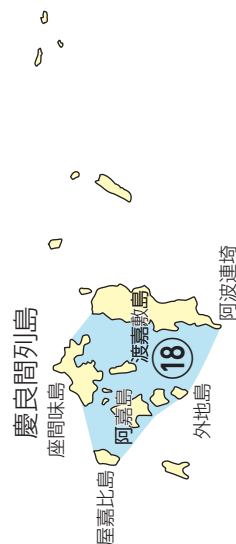
平水第19号：

沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北端まで引いた線、同島東端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンフ岳まで引いた線および陸岸により囲まれた水域



平水第18号：

沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連埼から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域



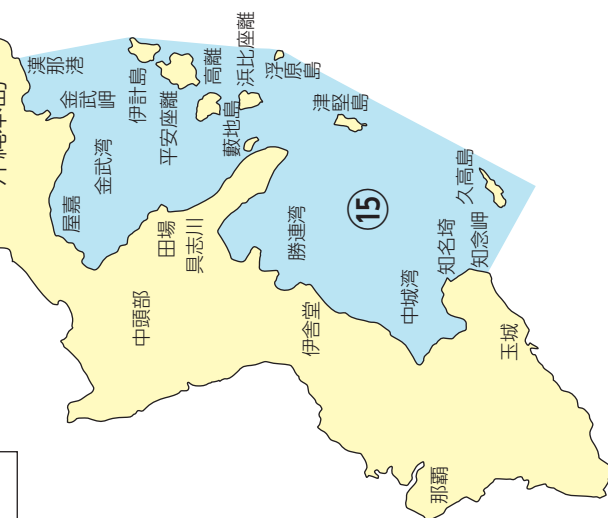
平水第15号：

沖縄県沖縄群島沖繩島金武岬から43度5,500メートルの地点から伊計島灯台から73度1,900メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から147度2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から沖繩島知念岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域



平水第16号：

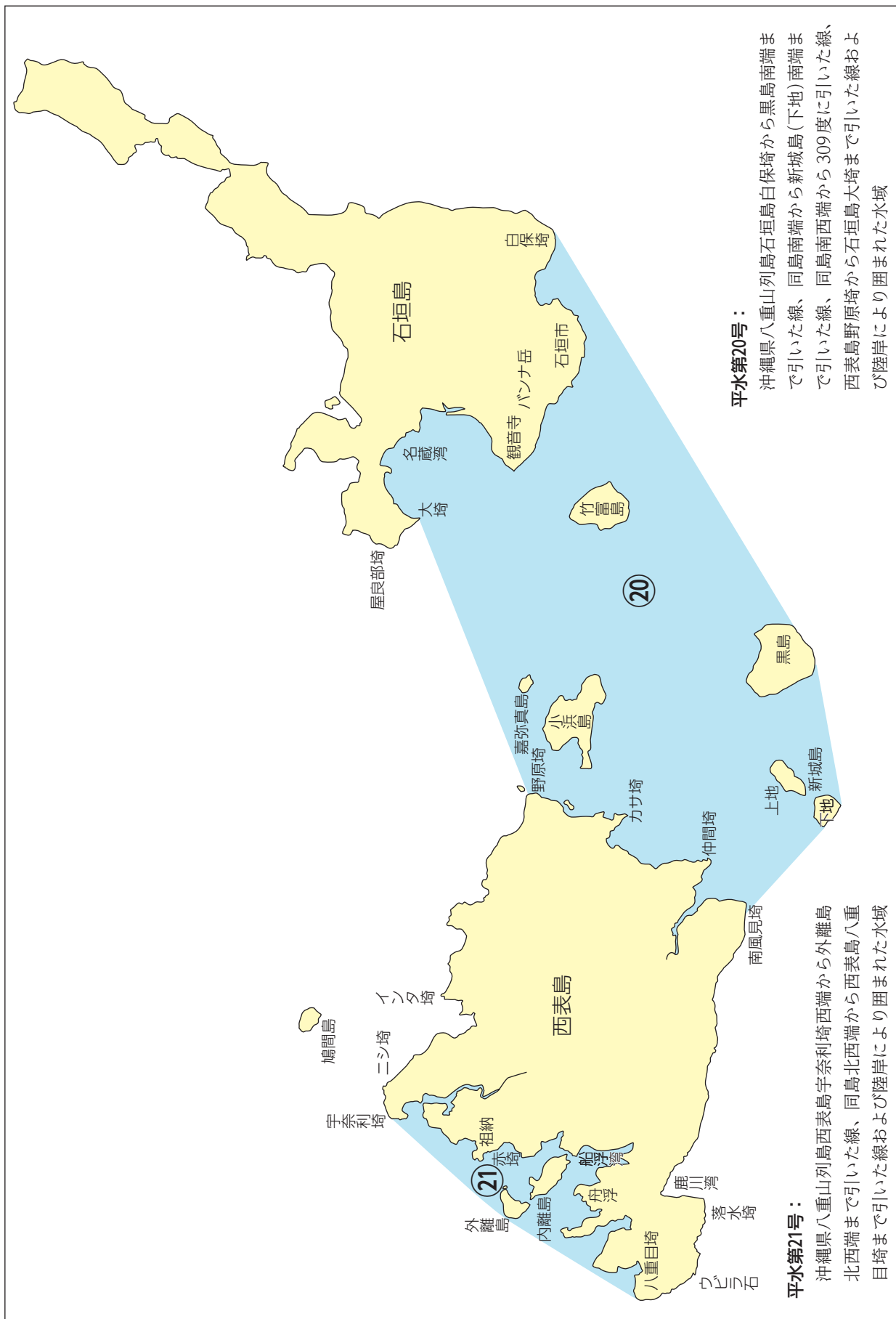
沖縄県沖縄群島沖繩島渡久地港本部防波堤灯台から154度4,000メートルの地点から水納島灯台から248度2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から0度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から68度引いた線および陸岸により囲まれた水域



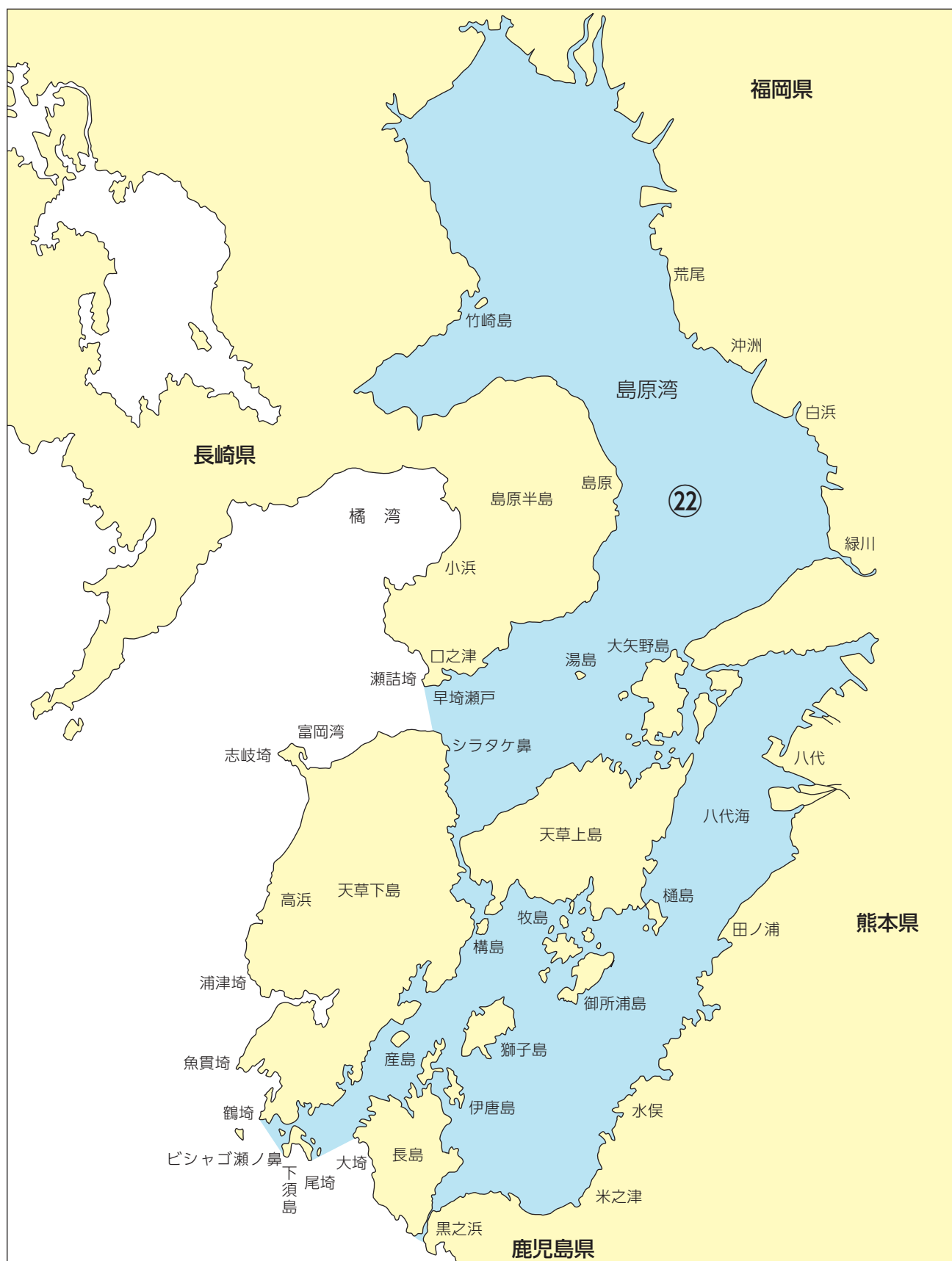
平水第17号：

沖縄県沖縄群島沖繩島備瀬埼灯台から99度9,200メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から115度引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第20号・21号



平水第22号



平水第22号：鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から193度200メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第23号・24号・24号の2



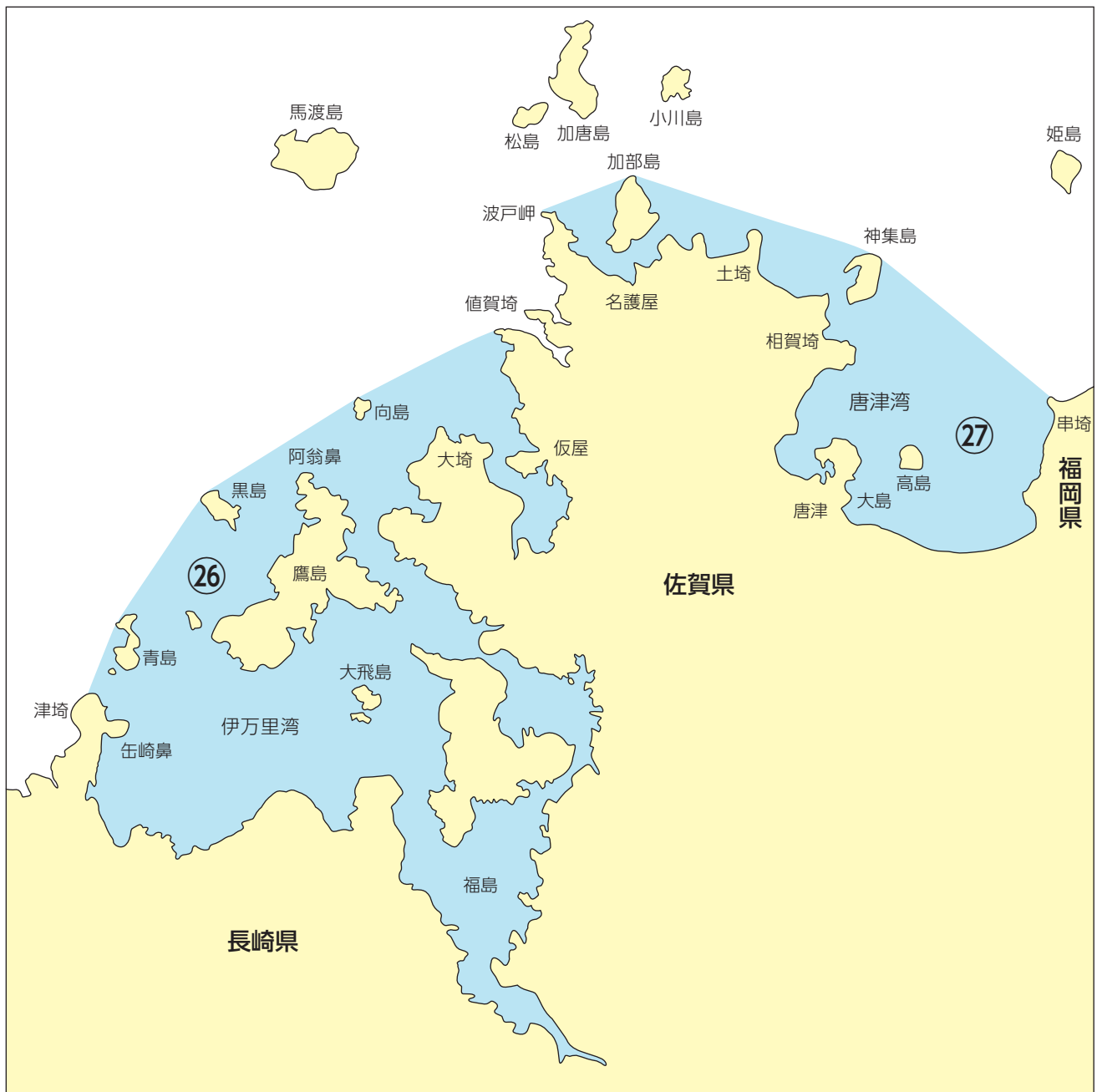
平水第25号



平水第25号：

長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から82度1,000メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島網掛崎から307度に引いた線、同島郷崎から上島小松崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

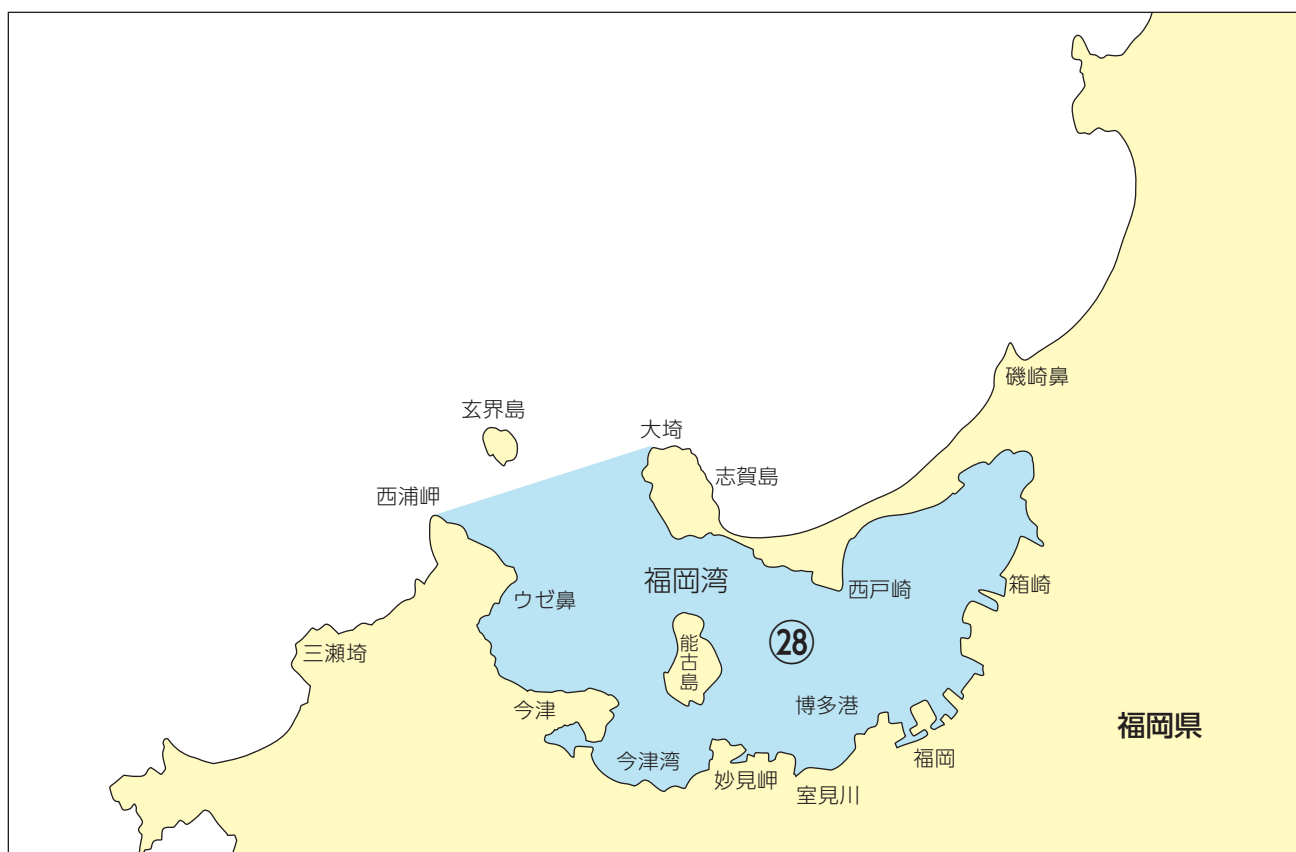
平水第26号・27号



平水第26号：佐賀県値賀崎から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第27号：福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

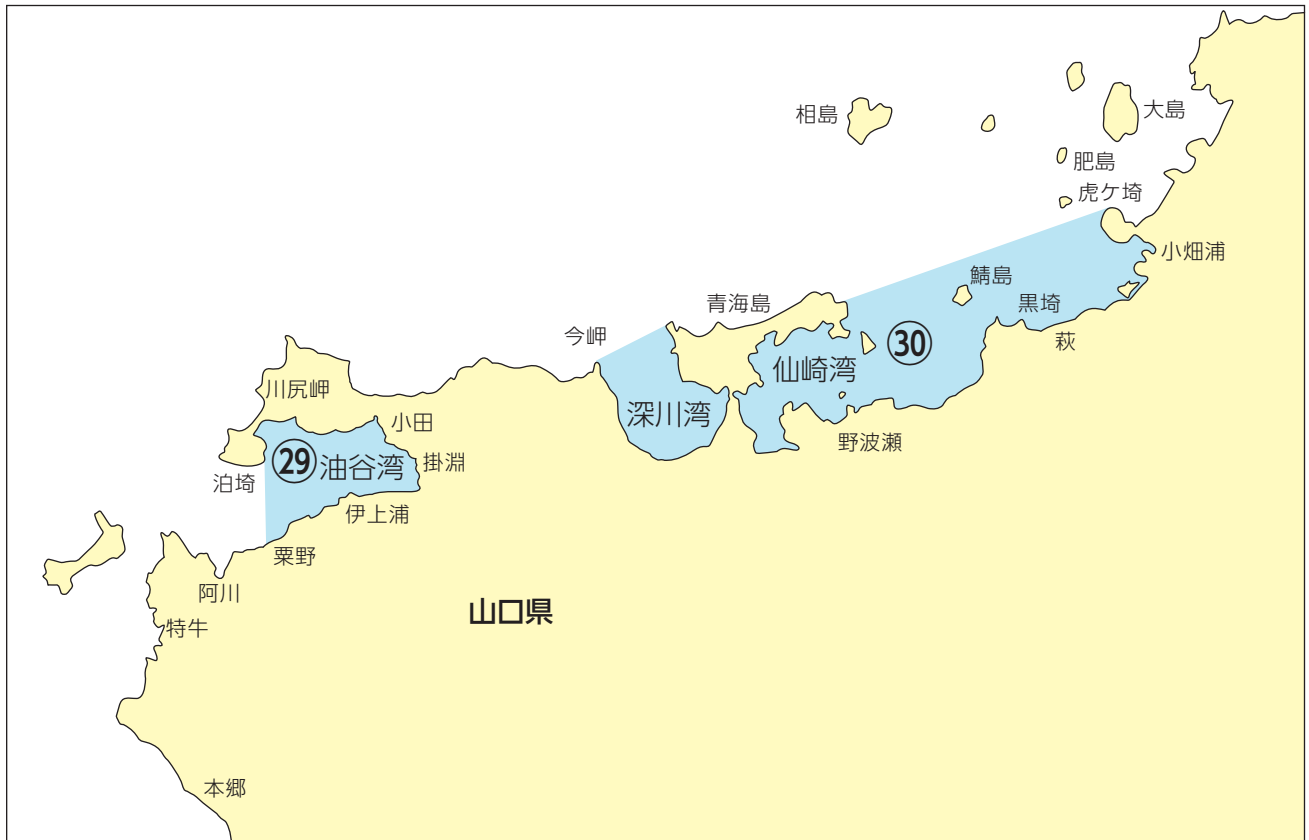
平水第28号



平水第28号：

福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第29号・30号



平水第29号：

山口県泊崎から185度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第30号：

山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第31号・32号



平水第33号・34号・35号

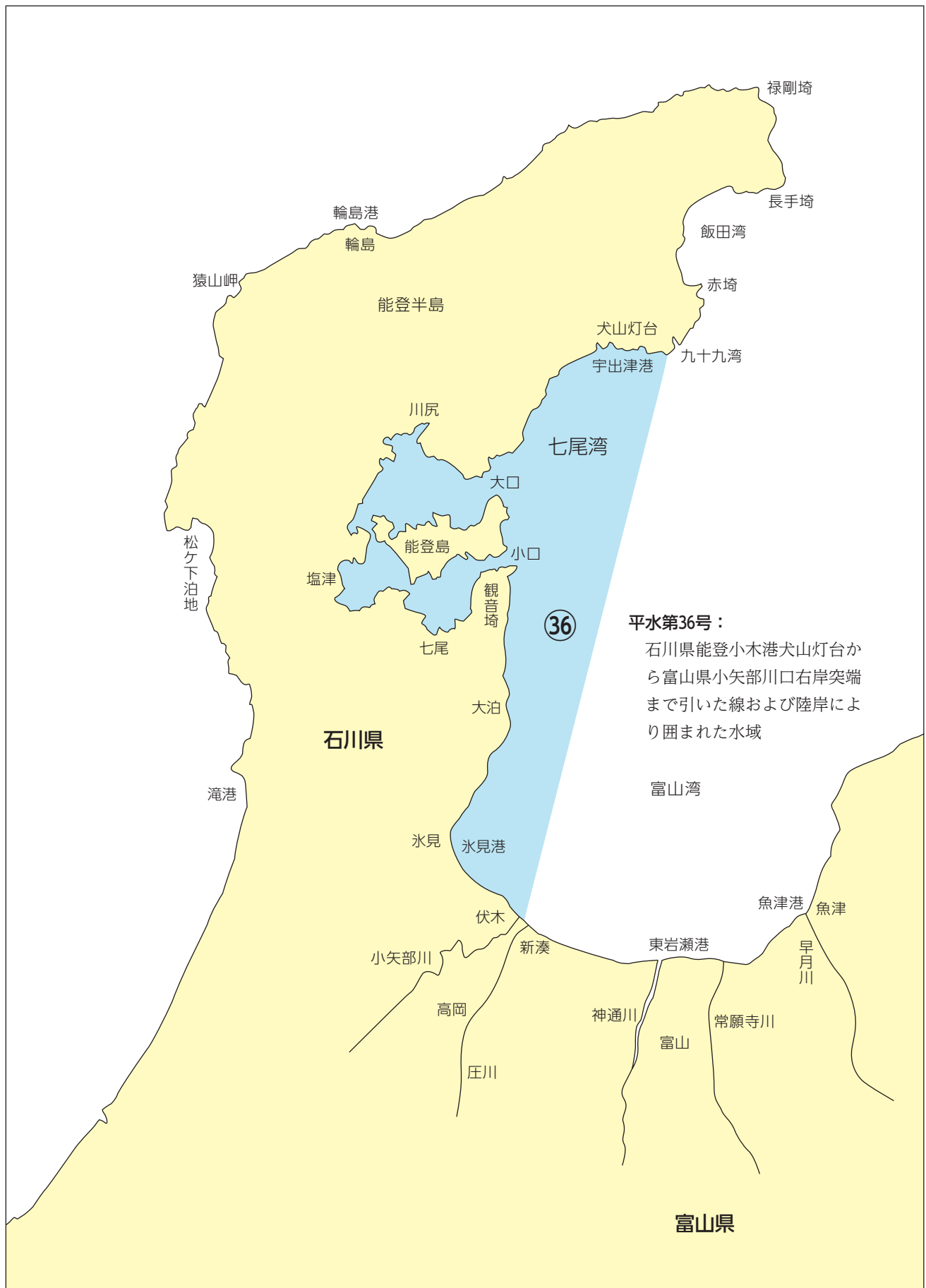


平水第33号：京都府鷺崎から同府博奕岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

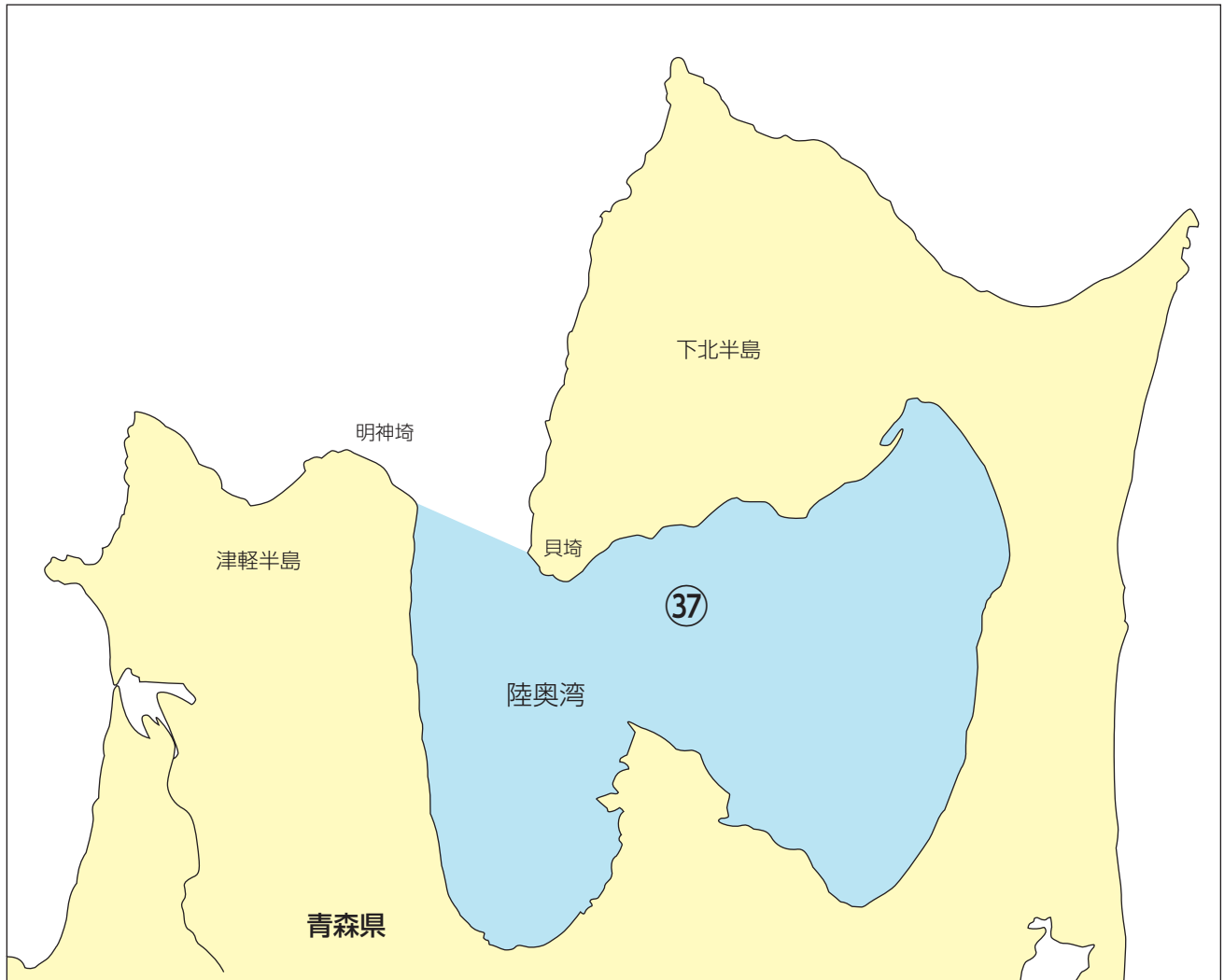
平水第34号：福井県小山ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第35号：福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第36号



平水第37号



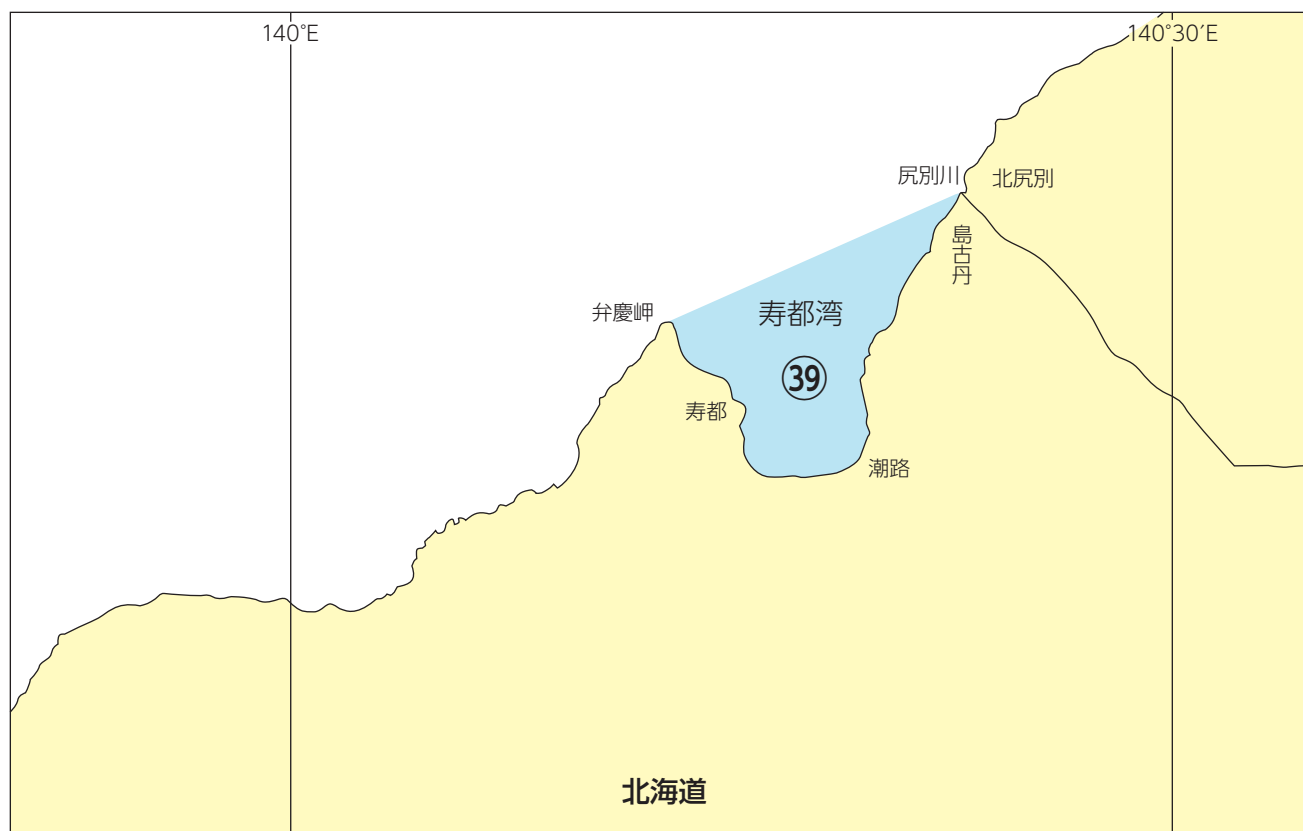
平水第37号：青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第38号



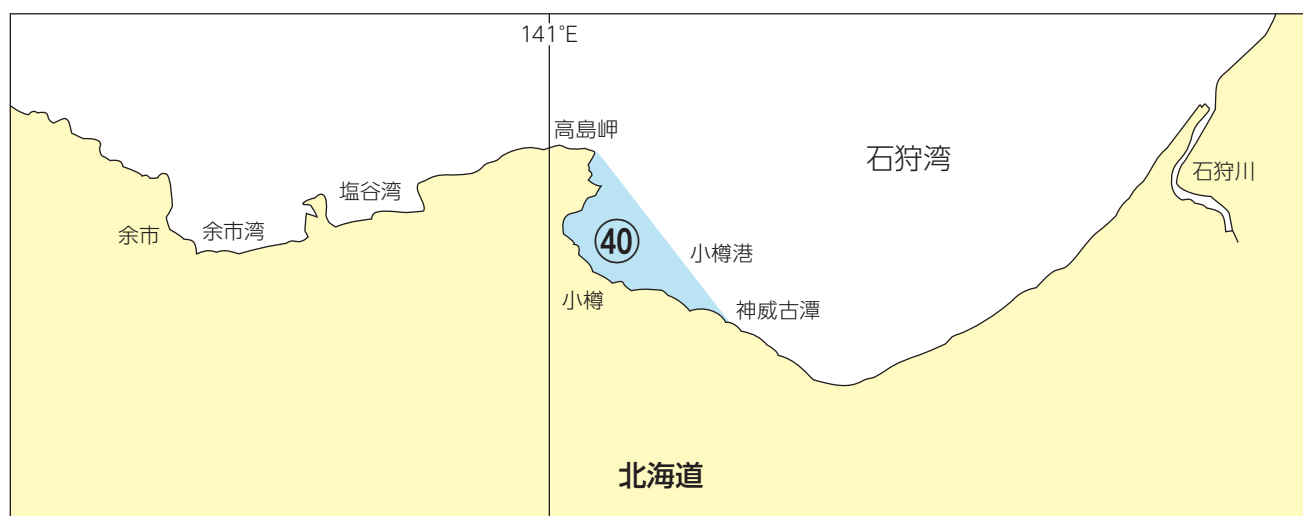
平水第38号：北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第39号



平水第39号：北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第40号



平水第40号：北海道高島岬から137度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第40号の2

平水第40号の2：

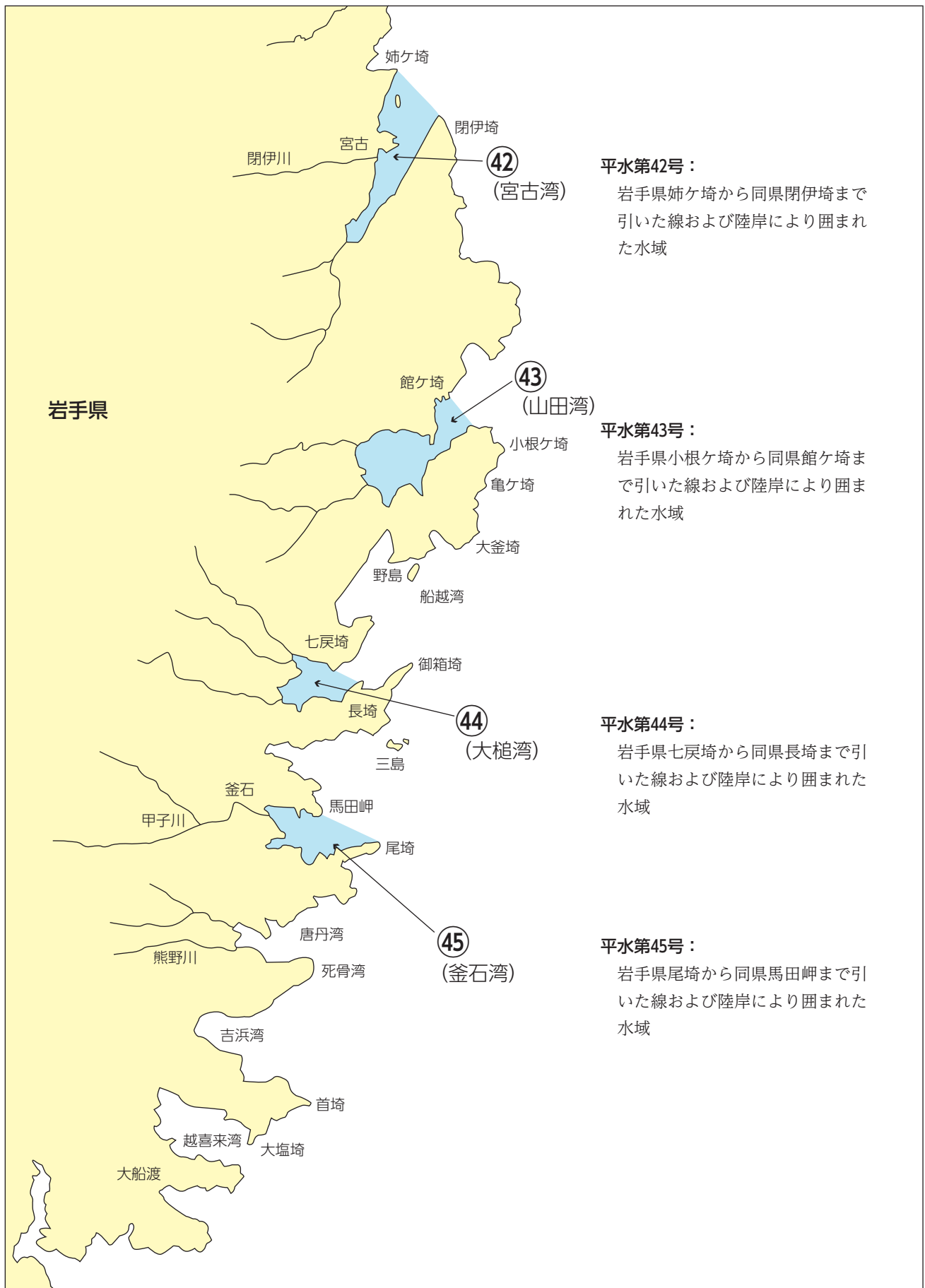
北海道野付埼灯台から249度に引いた線および陸岸により囲まれた水域



平水第41号



平水第42号・43号・44号・45号



平水第46号・47号



平水第48号・48号の2



平水第48号：

宮城県白銀崎から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同県大貝崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第48号の2：

宮城県渡波尾崎灯台から274度30分10,300メートルの地点まで引いた線、同地点から341度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水第49号



平水第49号：

宮城県宮戸島萱野崎から同県花淵崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

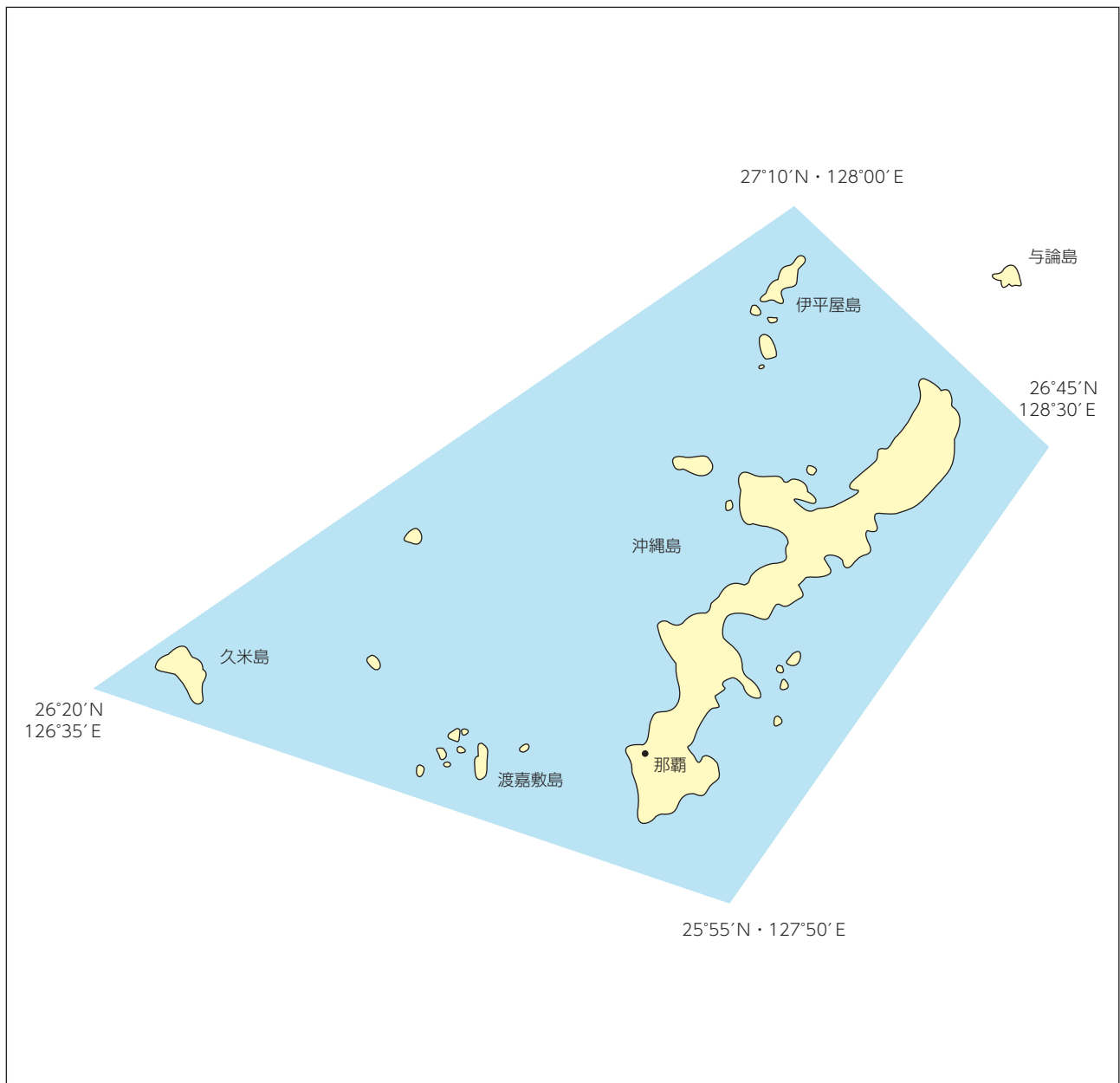
その他の航路定限

1. 沖縄本島周辺

この航路定限につきましては、特定の船舶についてのみお引受けいたします。詳細につきましては、弊社までお問い合わせください。

沖縄本島周辺。ただし、次の4線により囲まれた沖縄本島を含む水域とします。

- ① 北緯27度10分・東経128度00分と北緯26度20分・東経126度35分を結ぶ線
- ② 北緯26度20分・東経126度35分と北緯25度55分・東経127度50分を結ぶ線
- ③ 北緯25度55分・東経127度50分と北緯26度45分・東経128度30分を結ぶ線
- ④ 北緯26度45分・東経128度30分と北緯27度10分・東経128度00分を結ぶ線



2. 一定地点を起点とした航路定限

船舶安全法施行規則第1条に規定される平水区域に該当しない地域では、陸岸の一定地点を起点にした次のような航路定限の設定ができます。

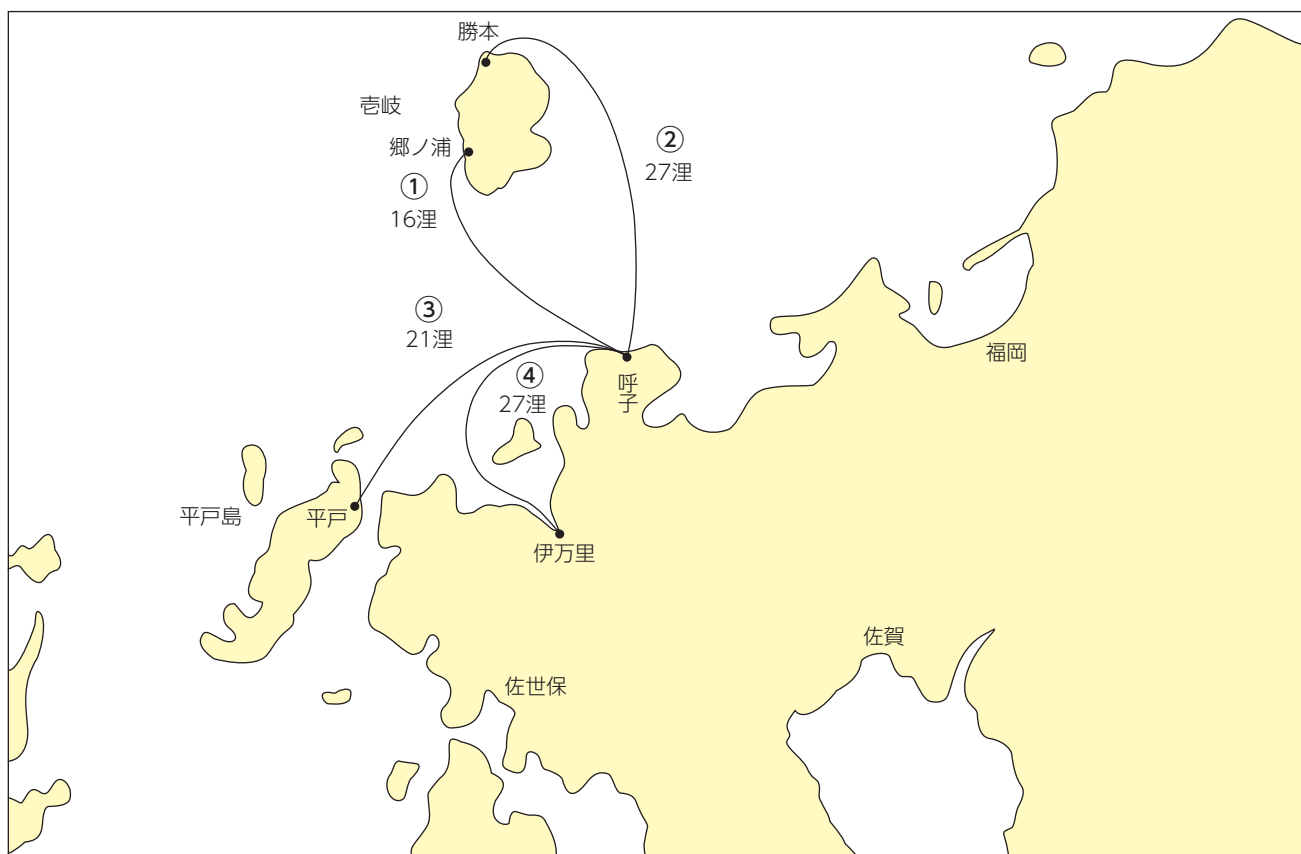
なお、船種用途により設定基準が異なりますので詳細につきましては弊社までお問い合わせください。

- ・一定地点を起点に水路25哩の範囲内
- ・一定地点を起点に水路200哩の範囲内

この航路定限は、陸上にある水面に面した一定地点を定め、その地点からの洋上航行距離を制限して、保険契約上の航行可能範囲としています。

例えば、「呼子を起点に水路25哩の範囲内」とした場合、下図のとおり、①または③の航行については航路定限の範囲内ですが、②または④の航行については航路定限の範囲外となります。

なお、航路定限の外に出ようとされるときは、必ず事前に弊社にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。





TOKIO MARINE
NICHIDO